

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	国土交通省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業に係る特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>【制度の概要】 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）（以下「所有者不明土地法」という）に基づく地域福利増進事業の用に供するために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得（20百万円以下の部分）に係る税率を軽減する特例措置が設けられているところ（～令和4年12月31日）。</p> <p>今般、所有者不明土地法施行後3年見直しによる地域福利増進事業の対象事業拡充の検討を踏まえ、特例措置の適用対象となる事業を拡充することに伴い、当該特例措置を拡充する。</p> <p>また、令和3年の「電気事業法」（昭和39年法律第170号）改正に伴い土地収用法が改正され、収用適格事業に配電事業（※）が追加されたことに伴い、地域福利増進事業において対象としている土地収用法の収用適格事業についても、配電事業を追加することから、当該特例措置を拡充する。</p> <p>（※従前規定のある一般送配電事業者とは独立し、かつ、面的に配電設備の維持・運用を行う事業を可能とするため、配電用の電気工作物を用いて特定の供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業）</p> <p><地域福利増進事業に新たに追加する事業の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地産地消に資する再生可能エネルギーに関する事業 ○ 備蓄倉庫等の防災上有効な設備の整備に関する事業 ○ 電気事業法における配電事業 等 <p>【対象土地の主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該地域福利増進事業が特定所有者不明土地の土地使用権の取得についての都道府県知事による裁定がされた当該裁定に係る申請書に記載されたものであること。 ○ 土地等の譲渡が当該裁定後に行われるものであること。 ○ 権利取得計画に記載がされた特定所有者不明土地以外の土地等については、事業区域の面積が500㎡以上であり、かつ、特定所有者不明土地の事業区域の面積に対する割合が1/4未満の事業に係るものを除く。 <p>【特例内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人住民税：20百万円以下の部分について、税率を軽減（本則5%、特例4%） ○ 法人住民税：法人重課の適用除外（ただし、法人重課自体が令和4年度末まで課税停止となっている） 		
関係条文	地方税法附則第34条の2 租税特別措置法第31条の2第2項第8号の2、第62条の3第4項第8号の2		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	▲0.32 (—)	[平年度] ▲0.4 (—) (単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 特定所有者不明土地に使用権を設定して行われる地域福利増進事業を推進することにより、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少や地方から都市部への人口集中に伴う土地利用ニーズの低下、土地の所有意識の希薄化等により、「所有者不明土地」が全国的に増加しており、公共事業の推進等の場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっているほか、今後も、高齢化社会の進展により相続機会の増加が予想されている中で、所有者不明土地の拡大が懸念されている。</p> <p>こうした背景のもと、所有者不明土地法は令和元年6月に全面施行され、所有者不明土地を地域住民等の福利や利便を増進する公益性の高い事業として活用する「地域福利増進事業」が創設され、同年に税制特例措置も創設されたところ。</p> <p>令和3年6月に行われた「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」では、対策の推進のための基本方針と工程表が決定され、所有者不明土地法施行後の3年見直しに向けて制度見直し等の内容を令和3年中目途にとりまとめることとされている。</p> <p>この点、所有者不明土地の円滑な利活用・管理を図る仕組みの拡充として、地域福利増進事業の対象事業の拡充を行う予定である。地域福利増進事業が地域の福祉や利便の増進に寄与する公共的な事業を対象としている趣旨を踏まえ、地域の防災・減災に資する設備や再生可能エネルギーの地産地消等に資する施設の整備等を検討しているところ、地域福利増進事業の活用を促進するためには、共有状態にある特定所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者の協力が不可欠であり、土地を提供することへの抵抗感を緩和し事業に協力するインセンティブを与えることが効果的であることから、税制特例措置においても対象事業の拡充が必要である。</p> <p>特に、再生可能エネルギー関連の事業に関しては、政府が2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて再生可能エネルギー事業の推進を掲げている中、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」においても、地域福利増進事業の対象として整備するよう要望が寄せられているところ。</p> <p>また、令和3年「電気事業法」（昭和39年法律第170号）改正に伴い土地収用法が改正され、収用適格事業に配電事業が追加されたところ。</p> <p>配電事業は、自らが維持・運用する電気工作物により事業を営むという事業目的や電気の安定供給を行うという点について、既に地域福利増進事業の対象として規定されている一般送配電事業と何ら性質に変わりはなく、配電事業の用に供する電気工作物は、配電事業者がその供給区域において電気の供給を行うに当たり必要不可欠なものであることから、地域福利増進事業の対象に追加される。これに伴い、税制特例措置においても同様に対象事業の拡充が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する 参考指標95 地域福利増進事業における使用権の設定数
	政策の達成目標	地域福利増進事業における使用権の設定数 所有者不明土地法の施行後10年間で累計100件 うち、拡充対象事業13件
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	9か月間（令和4年4月1日（※）～令和4年12月31日） ※ 関係法令の施行日に拠り変更の可能性あり。
	同上の期間中の達成目標	地域福利増進事業における使用権の設定数 拡充対象事業につき、令和4年度1件
	政策目標の達成状況	適用実績なし
有効性	要望の措置の適用見込み	特例措置の適用見込み 令和4年度 1件
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	地域福利増進事業について、対象事業の拡充ニーズが窺われており、更なる所有者不明土地問題の解消を推進するためには、こうしたニーズに応える必要がある。追加事業についても、所有者等が事業者に土地等を譲渡することを促すことで、事業を円滑に進めることができることとなり、所有者の税負担を直接軽減する本措置は、その手段として適切である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業に係る特例措置の拡充（所得税・法人税） 地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の拡充（固定資産税・都市計画税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	所有者不明土地等の発生の抑制に資する取組への支援（※新規） （R4年度概算要求額：100百万円（新規））
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	地域福利増進事業等への取組支援により、地域の合意形成等が促され、また所有者不明土地における使用権の設定等について、本特例による効果とあいまって、地域福利増進事業の普及が促される。
	要望の措置の妥当性	地域福利増進事業について、対象事業の拡充ニーズが窺われており、更なる所有者不明土地問題の解消を推進するためには、こうしたニーズに応える必要がある。追加事業についても、所有者等が事業者に土地等を譲渡することを促すことで、事業を円滑に進めることができることとなり、所有者の税負担を直接軽減する本措置は、その手段として適切である。

税負担軽減措置等の適用実績	令和2年度まで 0件
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	特定所有者不明土地を使用した地域福利増進事業を推進するためには、共有状態にある所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者等の協力が不可欠である。地域福利増進事業のために使われる土地や償却資産に係る税負担を軽減することで、事業区域内の土地の所有者等の協力を得やすくなるため、政策目標を達成する手段として有効である。
前回要望時の達成目標	地域福利増進事業における使用権の設定数 令和4年（暦年）までで累計14件
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	所有者不明土地法に基づく所有者の探索に相当の時間を要しているほか、探索の結果、所有者が発見され、所有者不明土地が解消されたケースがある。また、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、所有者探索や地域の合意形成に遅れが生じたこと等に起因するものである。引き続き、所有者不明土地法の円滑な施行に向けたモデル調査や、所有者不明土地等に関する連携協議会（全国10地区）による情報提供や、関係士業団体等への周知を行うことで事業ニーズを発掘する。
これまでの要望経緯	令和元年度 創設 令和2年度 延長